

農業・食品産業競争力強化支援事業等 補助金交付要綱の制定について

〔 1 6 生 産 第 8 2 6 5 号
平 成 1 7 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正	平成17年 9 月 1 日	17生産第2954号
改正	平成18年 3 月31日	17生産第8571号
改正	平成19年 3 月30日	18生産第9318号
改正	平成20年 1 月30日	19生産第7388号
改正	平成20年 4 月 1 日	19生産第9997号
改正	平成20年 9 月26日	20生産第3592号
改正	平成20年10月16日	20生産第4018号

この度、広域連携等産地競争力強化支援事業及び広域連携アグリビジネスモデル支援事業並びに高生産性地域輪作システム構築事業の実施に係る農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱

第1 農林水産大臣は、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農業改良普及推進事業実施要領（平成20年3月31日付け19経営第7174号農林水産事務次官依命通知）、生産資材コスト低減成果重視事業実施要綱（平成18年3月31日付け17生産第8221号農林水産事務次官依命通知。以下「コスト低減実施要綱」という。）、低コスト植物工場成果重視事業実施要綱（平成18年4月3日付け17生産第8530号農林水産事務次官依命通知。以下「植物工場実施要綱」という。）、ヘブタクロル吸収抑制対策事業実施要綱（平成19年12月12日付け19生産第5697号農林水産事務次官依命通知。以下「ヘブタクロル実施要綱」という。）、燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知。以下「燃油・肥料高騰対策実施要綱」という。）、国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第3962号農林水産事務次官依命通知。以下「国内産糖・いもでん粉工場実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の2に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する補助率は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによる。

第3 次の（1）及び（2）に掲げる流用をしてはならない。

（1）別表の区分の欄に掲げる、 から までの事業の相互間における流用。

（2）別表の区分の欄の の経費の欄に掲げる と の事業の相互間における流用。

（3）別表の区分の欄の の経費の欄に掲げる から までの事業の相互間における流用。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘブタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者）にあっては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者）にあっては内閣府沖縄総

合事務局長、その他の都府県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては地方農政局長をいう。第9のただし書及び第13のただし書を除き、以下同じ。)に提出するものとする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があつた年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出して行うものとする。ただし、地方農政局長等(北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘプタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者にあつては生産局長、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者にあつては農林水産省経営局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては地方農政局長をいう。第10を除き、以下同じ。)が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者(ヘプタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者を除く。以下この3において同じ。)は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前記の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号に

より速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う事業及び地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第14 補助事業者のうち公益法人（民法第34条の規定により設立された法人をいう。）にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附則

この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

2 低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け17生産第8529号農林水産事務次官依命通知。以下「旧植物工場交付要綱」という。）は廃止する。

3 平成18年度までに旧植物工場交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成20年1月30日から施行する。

附則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成20年9月26日から施行する。

附則

この通知は、平成20年10月16日から施行する。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金	未来志向型技術革新対策事業費 補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費 1 新需要創造対策事業 （1）成分保証・分別管理機械施設整備 2 技術革新波及対策事業 （1）先進的総合生産工程管理体制構築事業 （2）次世代大規模経営品質管理システム実用化事業 （3）麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業 （4）さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業 （5）高品質かんきつ安定生産技術導入事業 （6）施設園芸脱石油イノベーション推進事業 （7）野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業 （8）地産地消モデルタウン事業 （9）産地提案型事業 3 生産性限界打破事業	当該事業に要する経費の6/10、1/2以内 なお、それぞれの補助率の内容は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 （1）事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 （2）事業費又は国庫補助金の30%を超える減 （3）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減
	国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業費 国内産糖・いもでん粉工場実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 （1）事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 （2）事業費又は国庫補助金の30%を超える減 （3）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金	未来志向型技術革新対策事業推進費 補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業及び団体推進事業に限る。）の実施に要する経費 1 新需要創造対策事業 （１）新需要創造フロンティア育成事業 （２）成分保証・分別管理システム確立推進事業 2 技術革新波及対策事業 （１）先進的総合生産工程管理体制構築事業 ア 先進的総合生産工程管理体制構築のための調査検討 イ 工程管理手法の導入効果の検証 （２）次世代大規模経営品質管理システム実用化事業 ア 団体推進事業 （３）麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業 （４）さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業 （５）高品質かんきつ安定生産技術導入事業 （６）施設園芸脱石油イノベーション推進事業 ア 推進事業 イ 団体推進事業 （７）野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業 ア 推進事業 イ 団体推進事業 （８）地産地消モデルタウン事業 （７）産地提案型事業 3 生産性限界打破事業 （１）生産性限界打破モデル実践事業 （２）次世代園芸ロボット技術導入検証事業 4 施肥低減体系緊急導入促進事業 （１）施肥設計の見直しに必要な土壌診断の実施 （２）効率的施肥体系への転換のための方針等の検討 （３）土壌診断結果に基づく施肥指導	当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、経費の欄の１の（１）の事業、２の事業のうち（１）のイ及び団体推進事業並びに３及び４の事業にあつては定額とする。	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の２の（１）のイの経費とその他の経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	ヘブタクロル吸収抑制対策事業費 ヘブタクロル実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 農業改良普及推進事業費 補助事業者が農業改良普及推進事業実施計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 革新的技術導入・調査研究推進総合支援事業 2 普及職員機能強化緊急対策事業 3 普及活動情報基盤整備事業 (1) 普及情報ネットワークシステム整備運営 ア 専門委員手当 イ 建物借料 ウ 事業運営管理費 エ 情報システム整備運営コンサルタント費 オ システム開発・改良企画管理コンサルタント費 カ システム開発・改良費 キ システム開発・改良検討委員会費 ク システム運営・管理検討委員会費 ケ 普及データベース構築・提供費 コ 情報システムメンテナンス費 サ 外部データベース活用費 (2) 普及活動高度化等調査研究 4 産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 (1) 産学官連携普及活動への支援 ア 先進的農業経営支援費 イ 農政課題対応費 (2) 産学官連携技術情報支援 5 現場創造型技術(匠の技)活用・普及支援事業 (1) 現場創造型技術確立活動支援 (2) 農業技能等普及推進活動支援	定額 当該事業に要する経費の10/10以内 ただし、経費の欄の3の(1)のうちケの事業にあつては当該事業に要する経費の6/10以内、コ及びサの事業にあつては1/2以内、経費の欄の4及び5の事業にあつては定額とする。	1 経費の欄の1から5までの経費の相互間における経費の増減 2 経費の欄の3における次の変更 (1) (1)及び(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減 (2) (1)のケ及びコ又はサの経費の相互間における経費の増減 (3) (1)のアからクまで又は(2)及び(1)のケからサまでの経費の相互間における経費の増減 (4) コ及びサの経費の相互間における経費の30%を超える増減 3 経費の欄の4における次の変更 (1) (1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 (2) (1)のア及びイの経費の相互間における経費の増減 4 経費の欄の5の(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	1 資金造成計画の変更 2 事業の中止又は廃止 経費の欄の3の(1)における次の変更 1 アにおける補助対象専門員の異動 2 イにおける建物借上げの面積及び所在地の変更

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	生産技術体系緊急転換事業費 燃油・肥料高騰対策実施要綱に基づいて、次に掲げる事業の実施に要する経費 1 燃油・肥料高騰緊急対策事業 2 燃油・肥料高騰緊急対策推進事業	定額（定額、1/2以内） なお、それぞれの補助率の内容は、燃油・肥料高騰対策実施要綱の定めるところによるものとする。 定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 経費の欄の1の経費と2の経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止
牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金 1 国産畜産物競争力強化対策整備費補助金	未来志向型技術革新対策事業費 補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（整備事業に限る。）の実施に要する経費 1 技術革新波及対策事業 （1）先進的総合生産工程管理体制構築事業 （2）高機能たい肥活用エコ農業支援事業 （3）肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業 （4）産地提案型事業 ア 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 イ 畜産物共同利用施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）飼料作物関連施設 （オ）飼料化施設 （カ）搾乳関連排水処理施設 ウ 共同利用機械整備 エ その他必要な施設又は機械の整備	当該事業に要する経費の6/10、1/2以内 なお、それぞれの補助率の内容は、実施要綱別表第2の定めるところによるものとする。	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下事業の内容の変更欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 （1）事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 （2）事業費又は国庫補助金の30%を超える減 （3）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 施設等の新設又は廃止 3 施行箇所及び設置場所の変更 4 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 国産畜産物競争力強化対策事業費補助金	未来志向型技術革新対策事業推進費 補助事業者が未来志向型技術革新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業（推進事業に限る。）の実施に要する経費 1 技術革新波及対策事業 （1）先進的総合生産工程管理体制構築事業 ア 先進的総合生産工程管理体制構築のための調査検討 イ 工程管理手法の導入効果の検証 （2）高機能たい肥活用エコ農業支援事業 （3）肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業 （4）産地提案型事業	当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、経費の欄の1の(1)のイの事業にあつては定額とする。	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 経費の欄の1の(1)のイの経費とその他の経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止
成果重視事業生産資材コスト低減事業費補助金	生産資材コスト低減成果重視事業費 補助事業者が生産資材コスト低減成果重視事業実施計画に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 生産資材コスト低減システム検討会の開催 （1）システム検討会の開催 （2）超低コスト型栽培暦の作成・配布 2 生産資材コスト低減に資する新技術の導入に必要な機械・施設の整備及び研修への参加 （1）生産資材コスト低減に資する新技術の導入に必要な研修への参加 （2）生産資材コスト低減に資する新技術の導入に必要な農業機械及び施設の整備 3 生産資材コスト低減効果向上の取組 （1）肥料等の大量一括受入施設の整備 （2）農業機械の最適・効率利用体系の確立 （3）農業機械の自己点検・整備センターの設置 （4）その他生産資材費低減に資する施設等の導入	当該事業に要する経費の1/2以内 当該事業に要する経費の1/2以内 当該事業に要する経費の1/2以内		1 補助事業者の変更 2 事業の中止又は廃止

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
成果重視事業 低コスト植物工場確立事業 費補助金	低コスト植物工場確立事業推進費 補助事業者が植物工場実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 低コスト植物工場技術実証・改良推進事業 (1) 技術検討会の開催 (2) 技術の指導 (3) 実証調査 (4) 技術の改良 2 低コスト植物工場確立・普及推進事業 (1) 推進委員会の開催 (2) 植物工場の動向調査 (3) 導入指針の作成 (4) セミナー等の開催	当該事業に要する経費の1/2以内 定額		事業の中止又は廃止

別記様式第 1 号（第 4 関係）

平成○○年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{ - 未来志向型技術革新対策事業 - 農業改良普及推進事業 - 生産資材コスト低減成果重視事業 - 低コスト植物工場確立事業 - ヘブタクロル吸収抑制対策事業 - 燃油・肥料高騰緊急対策事業 - 国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業 }	交付申請書
---	-------

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘブタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第 4 の規定により、国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金○○○円、国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金○○○円、牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金○○○円、成果重視事業生産資材コスト低減事業費補助金○○○円、成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金○○○円の交付を申請する。

記

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

} 注）様式は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1 未来志向型技術革新対策事業 | ----- 様式 A |
| 2 農業改良普及推進事業 | ----- 様式 B |
| 3 生産資材コスト低減成果重視事業 | ----- 様式 C |
| 4 低コスト植物工場確立事業 | ----- 様式 D |
| 5 ヘブタクロル吸収抑制対策事業 | ----- 様式 E |
| 6 燃油・肥料高騰緊急対策事業 | ----- 様式 F |
| 7 国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業 | ----- 様式 G |

様式 A 未来志向型技術革新対策事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

1 国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金（牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金のうち国産畜産物競争力強化対策整備費補助金）

都道府県名 及び 市町村名	事業実施主体 及び 地区名	施設の 所在地	事業種類	対象作物 ・ 畜種等名 （作物・ 畜種名）	事業内容 （工種、施設 区分、構造 、規格、能 力等）	事業量 （単価、回 数、基数、 台数、面積 等）	実施期間	しゅん工予定 又は 完了年月日	事 業 費	負 担 区 分			担 保 〔 金融機関名 融 資 名 融 資 金 額 償 還 年 数 そ の 他 〕	備 考
										国庫補助金	自己資金	その他		
									円	円	円	円		
合 計														

（注）１．「事業種類」の欄については、実施要綱別表に掲げる事業種類を記入すること。

２．「対象作物・畜種等名（作物・畜種名）」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、花き、地域特産物、畜種別を記入し、（ ）書きで作物名を記入する。なお、土地利用型作物で主要農作物種子を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できるものとする。

３．「事業内容」の欄については、実施要綱別表に掲げる事業内容を記入すること。

４．「実施期間」の欄については、整備事業にあっては着工予定年月日又は着工年月日、推進事業にあっては事業の実施予定時期又は事業実施時期を記入すること。

５．同一事業のうち事業内容によって補助率が異なる場合は、補助率ごとに区分して記載し、補助率を備考欄に記載すること。

６．「担保」の欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名（制度融資名）、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項を記入すること。

７．「備考」の欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円 うち国費○○○円」）を記入すること。

2 国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金（牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金のうち国産畜産物競争力強化対策事業費補助金）

様式 A の 1 と同じ。ただし、新需要創造対策事業のうち新需要創造フロンティア育成事業、施設園芸脱石油イノベーション推進事業のうち団体推進事業、野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業のうち団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業については、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の実施計画書に準ずるものとし、施肥低減体系緊急導入促進事業については、施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3594号農林水産省生産局長通知）の実施計画書に準ずるものとする。

様式B 農業改良普及推進事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

注）農業改良普及推進事業の実施について（平成20年3月31日付け19経営第7175号農林水産省経営局長通知）の実施計画書に準ずる。

様式C 生産資材コスト低減成果重視事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

都道府県名 及び 市町村名	事業実施主体 及び 地区名	施設の 所在地	目 標	目標数値			受 益		取組名	事業内容 （工種、施設、区分、 構造規格、能力等）	事業量 （単価、回数、基数、 台数、面積等）	完了予定 年 月 日	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				現 状 （平成○ 年度）	目 標 （平成○ 年度）	増 減 （増減率 等）	戸 数	面 積						国庫補助金	自己資金	その他	
							戸	ha, t					円	円	円	円	
合 計																	

（注）1．「目標」の欄については、コスト低減実施要綱第5事業の目標に沿った3資材費の低減目標の他、その目標を達成するための肥料、農薬、農業機械費ごとのサブ目標も記入すること。
2．「取組名」の欄については、生産資材コスト低減成果重視事業実施要領（平成18年3月31日付け17生産第8222号農林水産省生産局長、消費・安全局長通知）第2事業の内容に掲げる取組内容を
生産資材コスト低減システム検討会の開催、生産資材コスト低減に資する新技術の導入に必要な機械・施設の整備及び研修への参加、生産資材コスト低減効果向上の取組の順に記入すること。
3．「事業内容」の欄については、取組名に記入する取組に対応させて記入すること。
4．備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同
税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円 うち国費○○○円」）を記入すること。

様式D 低コスト植物工場確立事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

注）低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業については、低コスト植物工場成果重視事業実施要領（平成18年4月3日付け17生産第8531号農林水産省生産局長通知）の事業実施計画書に準じる。

都道府県名 市町村名 地区名 受益農家戸数	事業名	対象品目	事業内容 （工種、施設 区分、構造、規 格、能力等）	事業量 （単価、回数、 基数、台数、面 積等）	完了年月日	事業費	負担区分		担保 （金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他）	備考
							国庫補助金	自己資金		
						円	円	円		
合 計										

（注）1．「事業内容」の欄については、植物工場実施要綱別表第1に掲げる事業の内容を記入すること。

2．「担保」の欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合に、金融機関名、融資名（制度融資名）、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項を記入すること。

3．「備考」の欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円 うち国費○○○円」）を記入すること。

様式E ヘブタクロル吸収抑制対策事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

様式F 燃油・肥料高騰緊急対策事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

注）燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）の事業実施計画書に準じる。

様式G 国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

注）国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業実施要領（平成20年10月16日付け20生産第3963号農林水産省生産局長通知）の事業実施計画書に準じる。

経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金 (A)	自 己 資 金 (B)	そ の 他 (C)	
	円	円	円	円	

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

事業完了予定（又は完了） 年 月 日

収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国 庫 補 助 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

添付書類

- 1 実施設計書、実績報告にあっては出来高設計書を添付すること。
- 2 工事雑費については、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
- 3 未来志向型技術革新対策事業のうち団体推進事業、次世代園芸ロボット技術導入検証事業及び施肥低減体系緊急導入促進事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘプタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者及び燃油・肥料高騰緊急対策事業を実施する補助事業者については、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）及び外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 4 その他参考となる資料
 実績報告の際は、推進事業を実施した補助事業者にあっては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しを添付すること。ただし、農業改良普及推進事業のうち産学官連携経営革新技術普及強化促進事業を実施した補助事業者が地方公共団体である場合にあっては、規則第3条第4号に規定する補助金調書の写しをもってこれに代えることができる。
 また、未来志向型技術革新対策事業のうち先進的総合生産工程管理体制構築事業（工程管理手法の導入効果の検証に限る。）を実施した補助事業者にあっては、検証レポートを併せて添付すること。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

事業種類	助成対象事業	工種又は施設区分	工事雑費	うち 旅費	うち食糧費
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○○○円	○○○円 内訳 ○ ○ 会議出席 回数 回数 人数 人数 ○ ○ 指導 回数 回数 人数 人数	○○○円 内訳 ○ ○ 会議費 回数 回数 人数 人数 ○ ○ 説明会 回数 回数 人数 人数

（注）事業種類、助成対象事業、工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第2号（第6関係）

平成○○年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{	未来志向型技術革新対策事業 農業改良普及推進事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業 ヘブタクロル吸収抑制対策事業 燃油・肥料高騰緊急対策事業 国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業	}	変更承認申請書
---	---	---	---------

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘブタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「○○事業変更承認申請書」を「○○事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱により、補助金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{ 未来志向型技術革新対策事業 農業改良普及推進事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業 ヘブタクロル吸収抑制対策事業 燃油・肥料高騰緊急対策事業 国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業 }	}	遂行状況報告書
---	---	---------

番 年 月 日 号

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘブタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第○・四半期までに完了したもの		第○・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成○○年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

{ 未来志向型技術革新対策事業 農業改良普及推進事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業 ヘブタクロル吸収抑制対策事業 燃油・肥料高騰緊急対策事業 国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業 }	}	実績報告書
--	---	-------

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸ロボット技術導入検証事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者、ヘブタクロル吸収抑制対策事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

印

平成○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

	国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金○○○円
	国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金○○○円
なお、併せて精算額として	牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金○○○円
	成果重視事業生産資材コスト低減事業費補助金○○○円
	成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金○○○円

の交付を請求する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- また、推進事業を実施した補助事業者にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しを添付すること。ただし、農業改良普及推進事業のうち産学官連携経営革新技術普及強化促進事業を実施した補助事業者が地方公共団体である場合にあっては、規則第3条第4号に規定する補助金調書の写しをもってにこれに代えることができる。
- さらに、未来志向型技術革新対策事業のうち先進的総合生産工程管理体制構築事業（工程管理手法の導入効果の検証に限る。）を実施した補助事業者にあつては、検証レポートを併せて添付すること。

別記様式第5号（第10関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び次世代園芸口ポット技術導入検証事業を実施する補助事業者、農業改良普及推進事業を実施する補助事業者、低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者並びに国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業を実施する補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

〔未来志向型技術革新対策事業
農業改良普及推進事業
生産資材コスト低減成果重視事業
低コスト植物工場確立事業
燃油・肥料高騰緊急対策事業
国内産糖・いもでん粉工場省エネルギー設備緊急整備事業〕

の仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第12関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名			地区	事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管補助金名								
事業 種類	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 （事業細目）	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
									国 庫 補助金	自 己 資 金	その他					
	計															
	計															
	合 計															

- （注）1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式 7 号 (第14関係)

平成 ○ ○ 年度補助金等支出明細書

1 . 補助金等の名称			
2 . 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3 . 交付先の公益法人の名称			
4 . 交付実績額			千円 (A)
5 . 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
		合 計	千円
6 . 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支出内容		支出先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(2) (1) 以外の支出			
支出内容		支出先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
7 . その他			
内 容		金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
合 計		千円	
8 . 再補助等の割合			% (B / A)

(注)

- 1 「５．補助金等における管理費」について、「（１）人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「（２）一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「（３）その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「６．外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「（１）外部に再補助等されているものに関する支出」及び「（２）（１）以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「（２）（１）以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「（２）（１）以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「（２）（１）以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「６．外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「７．その他」については、「５．補助金等における管理費」、「６．外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「８．再補助等の割合」については、「４．交付実績額」に対する「６．（１）外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。